

財団法人 自治総合センター寄附行為

〔 昭和52年4月1日 〕
自治許第321号

昭和54.5 一部変更

昭和55.6 ”

昭和56.6 ”

昭和59.9 ”

平成9.10 ”

平成12.2 ”

平成17.4 ”

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の自治意識の向上及び地方自治の振興に資するための講演会、研修会等の開催、情報、資料等の収集、提供等の啓発活動
- (2) 地方自治に関する基礎的、総合的な調査研究及びその成果の公開
- (3) 地方自治の振興に資するための事業に対する助成
- (4) 地方自治の振興に関する国際協力活動
- (5) 地域の振興に資する事業を通じて行う宝くじの普及広報に関する活動の実施並びにこれに必要な

基金の設置及び管理

- (6) 地方自治の振興に関する提言及び関係行政機関等への意見具申
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別記財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 センターの資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別記財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、総務大臣の許可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの毎会計年度の事業計画及び収支予算は、当該会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

3 センターは、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更したときは、毎会計年度開始後3月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(事業報告等)

第11条 センターの毎会計年度の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を得て、当該会計年度終了後3月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(剰余金)

第12条 会計年度末に剰余金を生じたときは、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

第4章 役員等

(役員)

第13条 センターに役員として理事5名以上10名以内及び監事2名を置く。

(理事)

第14条 理事は、評議員会において選任する。

2 理事は、センターに関する業務を執行する。

(理事長)

第15条 センターに理事長を置き、理事が互選する。

2 理事長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(常勤の理事)

第16条 センターに常勤の理事を置くことができる。

2 常勤の理事は、理事のうちから理事長が指名する。

3 常勤の理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める常勤の理事がその職務を代理する。

(監事)

第17条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を行わなければ

ならない。

(解任)

第19条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長)

第20条 センターに会長を置くことができる。

2 会長は、理事会において選任する。

3 会長は、理事会に出席し、センターの運営の基本について意見を述べることができる。

4 会長は、理事会の議決に基づき、第4条第4号の事業についてセンターを代表することができる。

(顧問及び参与)

第21条 センターに顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会に諮って理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じて意見を述べるものとし、参与は、理事長の求めに応じて、センター業務に参画するものとする。

(事務局)

第22条 センターの業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。この場合、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画

(2) 収支予算

(3) 事業報告

(4) その他センターの運営に関する重要な事項

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、あらかじめ、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文章をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は当該理事の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、出席とみなす。

(理事会への出席)

第30条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録の作成)

第31条 理事会の議長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 センターに評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第18条及び第19条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員がこれを互選する。
- 4 理事及び監事は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。
- 5 第25条第1項及び第3項、第27条から第29条まで並びに第31条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

第8章 解散

(解散)

第35条 センターは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の帰属権利者)

第36条 センターが解散した場合の残余財産の帰属権利者は、理事会の議決を経て、かつ、総務大臣の認可を受けて定める。

第9章 雑則

(委任)

第37条 前各章に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な規程は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、自治大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項、第15条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、設立総会で選任された者がこれにあたり、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和5

3年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和53年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項並びに第24条第1号及び第2号の規定にかかわらず、設立総会で定められた事業計画及び収支予算によるものとする。

附 則

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(昭和54年5月31日自治許第612号)

附 則

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(昭和55年6月9日自治許第713号)

附 則

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(昭和56年6月16日自治許第601号)

附 則

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(昭和59年9月10日自治許第724号)

附 則

1 この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(平成9年10月20日自治許第765号)

2 この寄附行為の施行の際限に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第14条第1項又は第17条第1項の規定により選任されたものとみなす。

3 この寄附行為の施行の日から平成11年3月31日までの間に選任された役員又は評議員(補欠により選任された者を除く。)の任期は、第18条第1項又は第32条第4項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、自治大臣の認可のあった日から施行する。(平成12年2月7日自治許第27号)

附 則

1 この寄附行為の変更は、総務大臣の許可のあった日から施行する。(平成17年4月27日総財地第115号)

2 この寄附行為の施行の日から平成19年3月31日までの間に選任された監事の任期は、第18条第1項の規定に関わらず、平成19年3月31日までとする。

別記(財産目録)省略